

令和8年度中部森林管理局事業評価技術検討会（事前、期中及び完了後の評価）
議事概要

- 1 日 時：令和8年7月23日（木） 13時30分～16時00分
- 2 場 所：中部森林管理局 大会議室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 岩永青史委員、小野裕委員、上原学委員
中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長
治山課長、治山技術専門官、民有林治山係長
森林整備課長、森林整備課課長補佐
技術指導官、造林係長
企画調整課長、監査官（経常）、監査係長
- 4 内 容：事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である事前評価（直轄地すべり防止事業：1件）、期中の評価（民有林直轄治山事業：2件）及び完了後の評価（森林環境保全整備事業：2件）の事業の概要・目的及び費用便益分析等の評価項目について説明を行い、これらに対し委員から意見を聴取した。主な意見・質問は以下のとおりである。

（1）事前評価

・直轄地すべり防止事業「竜東地区（長野県）」

（委員）浦区域で発生した土石流は、地すべりによる崩壊土砂が河川に流入して発生したものか。

（局）そのとおりである。

（委員）本事業実施中に同様の事例が発生した場合は、本事業により復旧を行うのか。

（局）そのとおりである。

（委員）災害防止便益（人命保護便益）において、想定被害人数が2.28人と端数が出ているのはなぜか。

（局）本庁に確認し、後日回答させていただく。

【後日回答】

想定被害人数は、過去の災害実績データによる回帰式から算定しているため、端数

が発生する。

（２） 期中の評価

・ 民有林直轄治山事業「小渋川地区（長野県）」

（委員）この地域は地すべり防止事業の実施地区でもあるが、この直轄治山事業とそれぞれ区分して実施しているのか。

（局）地すべり防止事業は地すべり防止区域を対象としており、それ以外の区域については直轄治山事業で対応しているため、事業区分を整理したうえで実施している。

（委員）地すべり防止事業とこの直轄治山事業の予算は別であり、便益も別々に算定しているのか。

（局）そのとおりである。

（委員）当初想定していた工法より適切な工法を採用した結果、事業費が増加したのか。

（局）新たに必要となった補修等のほか、当初想定した工法では復旧が困難と判断された箇所について、調査結果を踏まえてより適切な工法に見直した結果、事業費が増加した。

（委員）林業の採算性の低下の要因の一つとして外材の影響の記載があるが、現在は、生産条件の制約等の要因の方が大きいと考えられるため、表現の変更を検討した方がよいのではないか。

（局）生産条件の制約等を踏まえた現在の林業情勢を表す内容に修正する。

（委員）前回の評価の令和４年度から約４６億円増額して山腹工を実施するということか。

（局）増額した事業費には、施設の補修を行う溪間工や、山腹工における施工面積の増加分に加え、過去に施工した箇所の補修費用等が含まれている。

（委員）今回の評価の費用便益分析は、追加となった約４６億円を充当した個々の工事の効果として評価するのではなく、事業全体を完成させるために必要な追加コスト

として捉え、事業全体の効果との関係で算定しているということか。

(局) そのとおりである。

・ 民有林直轄治山事業「松川入地区（長野県）」

(委員) 本事業完了後は当該施設を長野県へ移管するのか。また、長野県からの老朽化対策等の要望には対応するのか。

(局) 本事業完了後、当該施設を長野県へ移管する。また、今年度治山施設点検調査を実施し、必要な補修であり対応可能なものについては協議の上概成に向けて取り組む考えである。

(委員) 事業費圧縮に関する取組内容は。

(局) 複数見積りの徴取や効率的な工法の採用により、コスト縮減を図りながら事業を実施している。

(3) 完了後の評価

・ 森林環境保全整備事業「木曽谷森林計画区（長野県）」

(委員) 保育間伐（活用型）の費用が増加した要因は何か。また、この間伐材は搬出して販売しているのか。

(局) 搬出量の増加に加え、車両系による搬出だけでなく、ヘリコプターによる搬出などコストの高い方法を採用したため費用が増加した。また、この間伐材は販売している。

(委員) 木材生産等便益（木材生産確保・増進便益）において、効果額が2037年以降に計上されているが、それまでの期間は間伐材の効果額を見込んでいないのか。また、間伐材の効果額がないのであれば、木材の安定供給にも寄与したという根拠は何か。

(局) 確認し、後日回答させていただく。

【後日回答】

木材生産等便益（木材生産確保・増進便益）は、事業の実施により資源として蓄積された木材が伐期において生産・利用される効果について算出されるものであり、主伐の効果額が算出されるが主伐のない年度においては算出されない。また、間伐

材については、便益集計表（路網整備集計分）の木材利用増進便益又は木材生産確保・増進便益において算出されている。

（委員）渇水緩和機能の向上には適切な間伐の実施が重要と考えられているため、「事業効果の発現状況」の説明において、「間伐」の追加を検討していただきたい。

（局）間伐を加えた内容に修正する。

・森林環境保全整備事業「飛騨川森林計画区（長野県）」

（委員）木曽谷森林計画区と同様に、「事業効果の発現状況」の説明において、「間伐」の追加を検討していただきたい。

（局）間伐を加えた内容に修正する。

（委員）便益集計表の木材生産等便益について、木材利用増進便益が計上されていないのはなぜか。

（局）確認し、後日回答させていただく。

【後日回答】

木材利用増進便益とは、整備前には切り捨てとなっていた間伐材や小径木が、林道の整備により搬出・利用される便益について評価するものである。林道は路線ごと期間中に実施した箇所では便益を算出しており、当該箇所では将来的な間伐の見込みがなかったため計上していない。

（委員）木曽谷森林計画区と同様に、間伐材の効果額について確認願いたい。

（局）確認し、後日回答させていただく。

【後日回答】

間伐材については、便益集計表（路網整備集計分）の木材利用増進便益又は木材生産確保・増進便益において算出されている。

（委員）将来的な主伐の可能性を考慮して木材生産確保・増進便益を見込んでいるのか。

（局）そのとおりである。

（委員）総費用は平成 30 年度以降の豪雨災害の影響で一部見合わせたことにより減

少し、これに伴い便益も減少したのか。

（局）豪雨災害を要因として事業を実施しなかった分の便益は減少したが、便益算出に用いる単価が事前評価をした平成 28 年度時点から上昇しているため、総便益については増加した。